

四日市市告示第146号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月22日

四日市市長 森 智 広

1 徴収の事務を委託する使用料

四日市市北部墓地公園条例（平成15年四日市市条例第47号）第11条に規定する墓地管理料

2 徴収の事務を行うもの

- (1) 名 称 株式会社翔和
- (2) 所在地 愛知県春日井市八事町二丁目135番地

3 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（環境部生活環境課）